



報道関係者 各位

平成 27 年 4 月 22 日(水)

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部第二課

課 長 牧 秀利

課長補佐 南谷 元尚

副主任需給調整指導官 小田 秀樹

(電 話)052-219-5587

「偽装請負」の疑いで告発

愛知労働局(局長 藤澤勝博)は、平成 26 年 11 月 28 日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)違反の疑いで、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づき、愛知県警察本部生活安全部生活経済課に告発した。

記

第1 被告発人

- ① 株式会社エスエムシー
(所在地 愛知県岡崎市上地一丁目 33 番地1)
- ② 同社代表取締役(65 歳 男)

第2 罪名及び罰条

労働者派遣法違反
同法第 16 条第 1 項
同法第 60 条第 1 号(罰則)
同法第 62 条(両罰規定)

第3 事件の概要

被告発人は、上記所在地に本店を置き、主に製造業務請負業を行うものであるが、労働者派遣法第 16 条第 1 項に規定する届出書を厚生労働大臣に提出しないで、A社と「請負基本契約」との名目で、少なくとも平成 26 年 2 月 20 日から平成 26 年 6 月 20 日までの間、自己の雇用する労働者をA社の指揮命令の下で労働に従事させ、特定労働者派遣事業(いわゆる偽装請負)を行った疑いがある。

【参考】

○労働者派遣法(抄)

第2条【用語の定義】 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

第16条【特定労働者派遣事業の届出】 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第1項に規定する届出書を提出しないで特定労働者派遣事業を行った者

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○刑事訴訟法(抄)

第239条【告発】

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第241条【告訴・告発の方式】 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれを行ななければならない。

第242条【告訴・告発を受けた司法警察員の手続】 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。